



大 教 委 総 第 2 5 号
令 和 6 年 5 月 2 8 日

大竹市教科用図書選定委員会会長 様

大 竹 市 教 育 委 員 会
教 育 長 小 西 啓 二

大竹市立中学校用教科用図書採択のための調査研究について（諮問）

次の事項について、別紙趣旨を添えて諮問します。

○大竹市立中学校用教科用図書採択のための調査研究について

(趣旨)

学習指導要領（平成 29 年 3 月告示）では、生徒の人間として調和のとれた育成をめざし、生徒の心身の発達段階や特性及び学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成することとされている。

また、学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、生徒に生きる力を育むことをめざすとされ、そのために、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めることが示されている。

本市教育委員会は、「笑顔・元気」かがやく大竹っ子の育成を教育目標とし、「学び合い・励まし合い・認め合う」学習集団づくりを基盤として、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育み、自分の力で人生を生き抜くたくましい児童生徒の育成をめざしている。

目標実現のためには、これまで以上に各学校が学習指導要領の趣旨に則り、各教科の目標達成に向けて、学習内容の指導において、指導方法の工夫改善に努めていくことが大切となる。ゆえに、各教科における主たる教材である教科用図書の果たす役割と効果は、より一層拡大してきている。

さらに、GIGAスクール構想のもと、学習者用デジタル教科書を使用できる制度が実施され、今回は「英語」が提供されることになっている。教科書採択は紙の教科書を決定する行為であるが、英語については、デジタル教科書も含めて調査研究をする必要がある。

これらを踏まえ、教科用図書の採択に当たっては、児童生徒の実態に合った最も適切な教科用図書を提供するという重責を果たすために、本市教育委員会の権限と責任のもと、教科用図書の内容について適正かつ公正又十分かつ綿密な調査研究に取り組む必要があるととらえている。

市教育委員会における採択権限に関しては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」や「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」等により定められているが、とりわけ近年の社会情勢の急激な変化の中では、適正かつ公正な採択の確保及び開かれた採択の推進の重要性が指摘されている。これらに対しては、広島県教育委員会の指導助言を参考とし、積極的な情報公開等、取組の充実に図っていくことが大切である。

以上により、本市教育委員会は、令和 7 年度から使用する中学校用教科用図書の採択に当たり、「令和 7 年度大竹市使用教科用図書の採択基本方針」を定め、大竹市教科用図書採択地区選定委員会に対し、本方針に基づく教科用図書の調査研究について諮問するものである。